

社会保険の改正のお知らせ

～子ども子育て支援金制度～

令和8年4月1日から、子ども・子育て支援金制度が創設されます。
そこで今回は、子ども・子育て支援金について、ご紹介させていただきます。
子ども・子育て支援金の対象者は、日本の公的医療保険に加入する全世代・全経済主体です。2026年4月分の保険料から徴収が開始され、健康保険料や国民健康保険料などに上乗せされる形で徴収されます。

目的・趣旨

「子ども・子育て支援金」は少子化・人口減少が危機的な状況にある中で策定された「加速化プラン」の財源の一部であり、子育て世帯に対する大きな給付の拡充を通じて、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。少子化の傾向を改善することは、我が国の経済・社会システムの維持や労働力確保、国民皆保険の維持にもつながるため、高齢者や企業の皆さまを含む全世代・全経済主体から医療保険料と併せて支援金を拠出いただくこととされています。

※こども・子育て支援については、従来より事業主のみが負担する「子ども・子育て拠出金」がありますが、「子ども・子育て支援金」は事業主のみでなく被保険者本人からも拠出いただく制度となっています。

開始時期

令和8年4月分の保険料（令和8年6月1日納期限）から、健康保険料と併せて支払います。（労使折半）

2026年度の支援金率は0.23%です。

支援金額等

支援金額（月額）は、標準報酬月額（賞与額） × 支援金率（令和8年度0.23%）となるため、被保険者の標準報酬月額（賞与額）により決定されます。

全国健康保険協会管掌事業所へ送付する納入告知書においては、子ども・子育て支援金は健康保険料に合算して記載しています。

育児休業中の取扱い

育児休業中は支援金が免除されます。